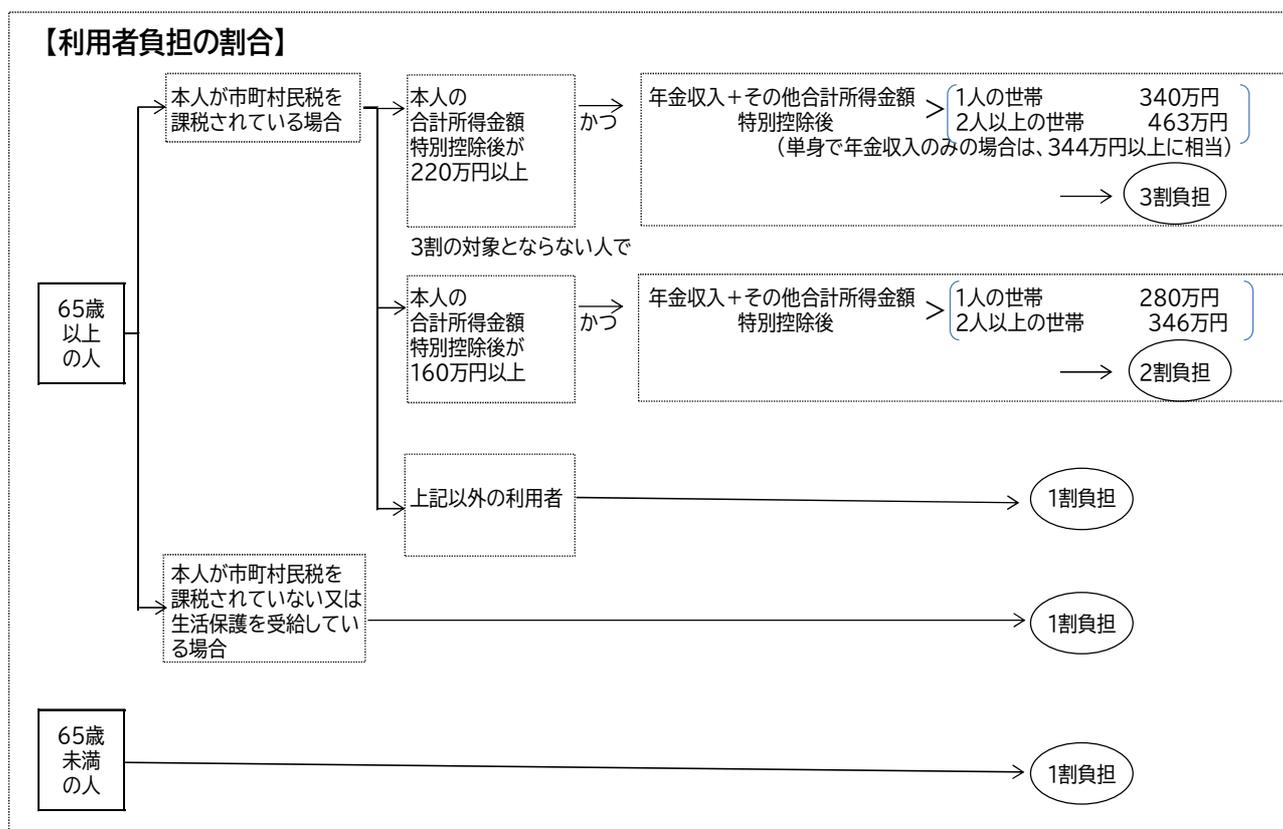


1. 令和6年8月からの介護保険の費用負担に関する事項について

(1) 負担割合について

1 負担割合区分

負担割合区分については以下のとおりです。



2 今後の予定

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの負担割合証について、7月中旬に送付する予定です。介護保険事業者は、負担割合証を必ず確認してください。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女						
利用者負担の割合	適用期間								
割	開始年月日 年 月 日	終了年月日 年 月 日							
割	開始年月日 年 月 日	終了年月日 年 月 日							
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								

介護サービスを受けるときの負担割合が記載されていますので、確認してください。

適用期間が記載されています。年度途中で負担割合に変更がある場合は、上段記載が変更前で、下段記載が変更後となります。

3 負担割合の変更がある場合

所得更正や世帯構成の変更により負担割合の変更がある場合、変更後の「介護保険負担割合証」を改めて発行します。下記の③に該当する場合は、予め変更前と変更後の負担割合を併記した「介護保険負担割合証」を発行します。

① 住民税の所得更正による場合

「介護保険負担割合証」の有効期間の始期である直近の8月まで遡って変更。

② 世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わる場合

当該事実があった月の翌月初日から変更。(当該日が初日の場合は、その月から変更)

③ 65歳到達の第1号被保険者の場合

2割負担となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更。(当該日が初日の場合は、その月から変更)

4 留意事項

負担割合が3割負担者に対する給付制限は4割負担となり、それ以外は3割負担となります。

給付制限対象者についても、1割～3割が記載された「介護保険負担割合証」を発送しますが、負担額は被保険者証の記載のとおり、給付制限の期間は3割または4割負担となりますので、ご注意ください。

(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス等について

1 令和6年8月からの制度改正等について

① 基準費用額(居住費)の変更

基準費用額
施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円
- 居住費等：
 - ユニット型個室……………2,006円(令和6年8月～2,066円)
 - ユニット型個室的多床室……………1,668円(令和6年8月～1,728円)
 - 従来型個室(特養等)……………1,171円(令和6年8月～1,231円)
 - 従来型個室(老健・医療院等)…1,668円(令和6年8月～1,728円)
 - 多床室(特養等)…………… 855円(令和6年8月～915円)
 - 多床室(老健・医療院等)…………… 377円(令和6年8月～437円)

② 負担限度額の変更

居住費の負担限度額が変更します。

■ 負担限度額〈1日あたり〉【 】内は令和6年8月～

利用者負担段階	食費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●本人および世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 (380円)	0円
第2段階 本人および世帯全員が市民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計 所得金額(特別控除後)が80万円以下の人	390円	600円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 (480円)	370円 【430円】
第3段階① 本人および世帯全員が市民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計 所得金額(特別控除後)が80万円超120万 円以下の人	650円	1,000円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 (880円)	370円 【430円】
第3段階② 本人および世帯全員が市民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計 所得金額(特別控除後)が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 (880円)	370円 【430円】

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

※「合計所得金額(特別控除後)」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、かつ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。「その他の合計所得金額(特別控除後)」とは、合計所得金額(特別控除後)から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。

※税制改正による控除額の変更に伴い所得への影響が生じますが、特定入所者介護サービス費を判定する際には、その影響を遮断し計算します。

○ 預貯金等の要件

第1段階	単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下
第2段階	単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第3段階①	単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第3段階②	単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

第2号被保険者の預貯金基準は段階に関わらず単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下です。

預貯金等について、法203条に基づき必要に応じて金融機関へ照会します。年金及び預貯金等の金額などを不正に申請した場合には、給付額の返還に加えて加算金が課せられる場合があります。

2 今後の予定等

負担限度額認定証を発行している人には更新申請の案内をしています。申請には預貯金等の確認資料(通帳の写しなど)の添付が必要です。

6月末までに申請のあった令和6年8月から令和7年7月末までの負担限度額認定証について、7月下旬に送付する予定です。

(3) 高額介護サービス費について

1 高額介護(予防)サービス費の自己負担限度額の区分等について

高額介護(予防)サービス費の自己負担限度額の区分は次のとおりです。

区 分		自己負担限度額(月額)
現役並み所得者※	年収約 1160 万円以上	140,100 円
	年収約 770 万円以上約 1160 万円未満	93,000 円
	年収約 383 万円以上約 770 万円未満	44,400 円
一般		44,400 円
市町村民税世帯非課税等		24,600 円
	年金収入 80 万円以下等	15,000 円(個人)
	生活保護受給者等	15,000 円

※世帯内に課税所得 145 万円以上の65歳以上の人がいる場合であって、世帯年収 520 万円以上(単身世帯の場合は 383 万円以上)

2 高額介護サービス費受領委任払の更新について

更新の申請は不要です。退所等により更新の必要がない場合は、退所連絡票にてご報告ください。

令和6年8月から令和7年7月末までの受領委任払承認通知書について、8月中旬に送付する予定です。

(4) その他

負担割合や負担限度額、高額介護サービス費の上限額(受領委任払いの場合)が遡及変更した場合の利用者負担については、サービス事業所が東大阪市に介護給付費の過誤申立を行い再請求することにより、被保険者に追加徴収又は差額返還での調整をお願いします。

(5) その他の軽減制度

利用者負担の軽減制度については、負担限度額認定、高額介護サービス費の支給のほか、以下の制度があります。利用者への周知についてよろしくお願いいたします。

軽減制度	要件等	備考
社会福祉法人等による利用者負担軽減	市町村民税世帯非課税で、次のすべての要件を満たす者及び生活保護受給者 ①世帯の年間収入が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ②世帯の預貯金等の額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない ④負担能力のある親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	申請書、実施法人等については市ウェブサイトに掲載
災害等利用者負担軽減	災害等で住宅等に著しい損害があった者又は生計中心者の失業等で収入が減少し市町村民税非課税となった者のうち、介護保険サービスを利用した際の利用者負担の支払いが困難であると市が認めた場合	詳細については給付管理課までお問い合わせください

問合先:福祉部高齢介護室給付管理課 ☎06-4309-3186

2.介護給付費等の過誤申立について

過誤申立とは

介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費について、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に対する請求誤りがあった場合に、事業者が保険者を通じて審査済みの請求を取下げることができることをいいます。取下げ後、事業者は正しい内容で国保連に再請求し請求誤りを修正できます。

過誤申立依頼のしかた

過誤申立依頼は、保険者(東大阪市)あてに、事業所ごと・被保険者ごと・サービス提供年月の明細書ごとで行います(本市以外の被保険者については受付できません)。

(1)一般過誤(通常の請求取下)と(2)同月過誤があり、取下げのみの場合は一般過誤となります。

※審査済みの請求が対象となるため、過誤申立依頼できるのは審査の翌月以降です。

※請求月と同月の過誤申立依頼はできません。また「返戻」や「保留」の場合もできません。

※給付管理票の修正と再請求は同時にできません。

※大量に過誤申立依頼を行う場合は、必ず事前に給付管理課へご連絡ください。

(1) 一般過誤 (通常の請求取下)

審査決定の翌月以降に過誤申立依頼をし、請求を取下げた後、国保連より送付される「介護給付費過誤決定通知書」を確認のうえ、国保連へ再請求を行います。

※切日:毎月 10 日(閉庁日の場合その直前の開庁日)

(2) 同月過誤

審査決定の翌月以降に過誤申立依頼をし、請求取下と再請求を同一月内に国保連で処理するため、「介護給付費過誤決定通知書」を未確認のまま、保険者の※切日の翌月 1~10 日の受付期間中に国保連へ再請求を行います(取下額と再請求額が差引処理されます)。

※他都道府県の事業所については、所在地の国保連で同月過誤が可能か確認してください。

※切日:毎月 20 日(閉庁日の場合その直前の開庁日)

提出書類 (郵送可)

① 「介護給付費過誤申立依頼書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立依頼書」

② 誤って請求した明細書と修正した明細書、それぞれの写しに「誤」「正」と記入したもの

※依頼書の控えが必要な場合は、依頼書 2 部と返信用封筒(郵送の場合)を提出してください。

※大量に過誤申立が発生するにあたって市が認めた場合、「過誤申立内容一覧」の提出により被保険者ごとの①②を提出省略可能です。事前に給付管理課へご相談ください。

留意事項

過誤申立により利用者負担額に変更が生じ、支給済みの高額介護サービス費等に返還金が発生した場合、事業所に調整を依頼し、納付書等を送付することがありますのでご了承ください。

提出及び問い合わせ先 東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 電話:06-4309-3186

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立依頼書

※一般過誤または同月過誤を○で囲み、同月過誤の場合は再請求月を必ず記入してください。

一般過誤
同月過誤(年 月再請求分

保険者名	東大阪市
------	------

被保険者番号	
被保険者氏名	
サービス提供年月	～ 年 月

事業所番号	
事業所名	
電話番号	()
FAX番号	()
担当者名	

※該当する様式番号・申立理由番号を○で囲んでください。

様式

様式番号	様式名称	明細書様式
10	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(訪問型サービス費・通所型サービス費)	様式第2の3
20	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(介護予防ケアマネジメント費)	様式第7の3

申立理由

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
99	東大阪市からの勧奨によるもの
()	()

注) この依頼書に大阪府国民健康保険団体連合会に請求した明細書の写しと正しい明細書を正と誤を明記した上でそれぞれ1部添付してください。

備考

	高額介護予防サービス費相当事業確認
	有 ・ 無
	()

受付者

受 付 印

3. 東大阪市介護給付適正化事業について

東大阪市では国の指針に基づき「東大阪市介護給付適正化計画重要事業実施計画書」を策定し、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療給付情報の突合」「縦覧点検」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与の調査」「給付実績の活用」の適正化事業を以下のとおり実施しています。適正化事業について、ご協力をお願いします。

要介護認定の適正化

- ・認定調査票及び主治医意見書を点検する。
- ・認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施する。

ケアプランの点検

- ・ケアプラン等を点検し、利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認する。
- ・ケアプランの点検での主な指摘事項について、研修等で周知する。
- ・一定条件のもと居宅介護支援事業所単位で抽出したケアプランについて、点検の実施及び地域ケア会議または行政職員やリハビリテーション専門職が参加する形で行う会議等で検証する。

医療給付情報の突合

- ・国保連介護給付適正化システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用いて、給付状況を確認する。

縦覧点検

- ・国保連介護給付適正化システムから出力されるリスト等を用いて、給付状況を確認する。

住宅改修の適正化

- ・申請書類を点検し、理由書作成者や施工事業者に対し聞き取りを行う。
- ・申請者の一部を抽出して、リハビリテーション専門職による住宅改修の計画内容及び申請者の身体状況等を点検する訪問調査を実施する。

福祉用具購入・貸与の調査

- ・利用者の一部を抽出して、リハビリテーション専門職による福祉用具の利用状況及び計画内容を点検する訪問調査を実施する。
- ・福祉用具購入・貸与について、ケアプランの点検の際に必要な性を確認する。
- ・介護支援専門員から提出された理由書により軽度者の福祉用具貸与について必要な性を確認する。
- ・国保連合会から配信される給付実績の情報を活用して点検する。

給付実績の活用

- ・国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正な給付がないか確認する。

4.第三者行為求償対象者に係る情報提供について(お願い)

1. 第三者求償とは

交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となったりした被害者(被保険者)が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられています。

介護保険では、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者行為が原因による介護保険給付額を限度として、保険者(東大阪市)は、被保険者が第三者(加害者)に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされています。

このように、第三者行為が原因で、保険者が受けた損害を補てんするための求償行為を「第三者行為求償」といいます。

平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、被保険者は保険者への届出が義務となりました。

2. 第三者行為により介護が生じる可能性がある場合について

第三者行為による求償事務は、被保険者が東大阪市へ届出することによります。第三者行為が原因で介護保険給付を受けることになった場合、速やかに東大阪市に届出が必要です。サービス事業者においては、該当者について東大阪市への情報提供にご協力願います。東大阪市は、損害賠償の徴収等に関する一連の手続きを「大阪府国民健康保険団体連合会」に委託しています。東大阪市に提出された書類に基づき、第三者側(加害者・損害保険会社等)と東大阪市から委託された大阪府国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

3. 届出の提出書類

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 同意書
- ④ 誓約書(第三者が記入)
- ⑤ 交通事故証明書(警察署で発行)の写し

4. その他

第三者行為による介護保険給付を受けている可能性がある被保険者の方について、東大阪市から届出についてご案内する場合がありますので、ご協力願います。

問合せ先:東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課 Tel06-4309-3186